

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日、
当日の翌日
に当たるときは、
その翌日)

目次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定 (保険課)

保険薬剤師の登録 ()

特定計量器の定期検査の実施 (商政課)

鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額の一部改正 (労政能力開発課)

()

土地改良事業の認可 (農村整備課)

土地改良事業計画の変更の認可 ()

森林病虫害等の駆除命令 (森林保全課)

都市計画区域の指定 (都市計画課)

都市計画の変更 ()

開発行為に関する工事の完了 ()

収入証紙の小売りさばき人の指定 (会計課)

◇ 告 示 平成十年度全期技能検定の実施 (労政能力開発課)

告 示

鳥取県告示第三百二十九号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福羅医院	倉吉市山根五三二	平成十年四月十五日
吉水医院	東伯郡三朝町大字本泉二四一九一	〃
長谷歯科医院	八頭郡智頭町大字智頭一八六〇	〃
いしかわ歯科	鳥取市千代水三丁目一	〃
こはま歯科医院	鳥取市宮長三三三	〃
林整形外科	鳥取市津ノ井二四八一一	平成十年四月十六日
岡田内科クリニック	鳥取市富安二丁目二八一一	平成十年四月十七日
たけのうち診療所	境港市竹内町七九一一八	〃
いわさわ医院	鳥取市若葉台南六丁目三三二二六	〃
多名部歯科クリニック	鳥取市永楽温泉町一六〇	平成十年四月十八日
玉木歯科医院	鳥取市若葉台南六丁目三三三三〇	平成十年四月二十日
鳥取駅コクミン薬局	鳥取市東品治町一一一一一	平成十年四月十五日
安田薬局	米子市大篠津町五五一	〃
もり薬局	米子市角盤町一丁目一四三	平成十年四月十七日
なかの薬局	鳥取市若葉台南六丁目三三一八	平成十年四月二十四日
有限会社津ノ井薬局	鳥取市津ノ井二五七一一〇	平成十年四月二十六日
谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町一〇七	平成十年四月二十七日

鳥取県告示第三百三十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
齋本 美和	鳥葉一〇七四	平成十年四月十三日

鳥取県告示第三百三十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実施期間	実施場所
米子市及び倉吉市	平成十年六月二日から平成十一年三月三十一日まで	当該特定計量器の所在の場所

二 一の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
米子市	平成十年六月二日	午後一時から午後三時まで	米子市夜見町一六七九一二 米子市夜見公民館
〃	平成十年六月三日	午前十時から正午まで	米子市彦名町二八五〇一二 米子市彦名公民館
〃	〃	午後一時から午後三時まで	米子市大崎一四六六一四 米子市崎津公民館
〃	平成十年六月四日	午前十時から午後三時まで	米子市大篠津町一六一九 米子市大篠津公民館
〃	平成十年六月九日	午前十一時から午後三時まで	米子市和田町一八二九一一 米子市和田公民館
〃	平成十年六月十日	午前十時から午後三時まで	米子市富益町七八八 米子市富益公民館
〃	平成十年六月十一日	午前十時から正午まで	米子市榎原一三五六一一 米子市尚徳公民館
〃	〃	午後一時から午後三時まで	米子市蚊屋二九一一一 米子市巖公民館
〃	平成十年七月一日から同月三十一日まで	午前九時から午後四時まで	鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県計量検定所
倉吉市	平成十年七月一日から同月三日まで、同月六日及び七日	午前十時から午後三時まで	倉吉市住吉町七七一一 倉吉市勤労青少年ホーム
〃	平成十年七月十四日	午後一時から午後三時まで	〃

機 械 検 査	仕 上 げ	工 場 板 金	鉄 工	金 属 プ レ ス 加 工	機 械 加 工	金 属 熱 処 理	鑄 造	さ く 井	造 井	園 芸 装 飾	検 定 職 種	手 数 料 の 額
七千五百円	一万円		八千九百円			一万円			九千七百元	一万円		

一の3の表を次のように改める。

平成十年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十二号

平成四年二月鳥取県告示第九十三号（鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額について）の一部を次のように改正する。

平成十年八月三日から 午前九時から午後四時 鳥取市東町二丁目三〇〇
 同月三十一日まで まで 鳥取県計量検定所

鉄 筋 施 工	型 枠 施 工	配 管	タ イ ル 張 り	左 官	と び	か わ ら ぶ き	建 築 大 工	水 産 練 り 製 品 製 造	石 材 施 工	強 化 プ ラ ス チ ッ ク 成 形	プ ラ ス チ ッ ク 成 形	印 刷	建 具 製 作	家 具 製 作	帆 布 製 品 製 造	和 裁	紳 士 服 製 造	婦 人 子 供 服 製 造	染 色	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	内 燃 機 関 組 立 て	時 計 修 理	プ リ ン ト 配 線 板 製 造	電 子 機 器 組 立 て
八千九百円	一万円		八千九百円		九千七百元	一万円	八千九百円				一万円					六千七百元	八千九百円	七千五百円	九千七百元			一万円		

コンクリート圧送施工	九千七百円
防水施工	
内装仕上げ施工	一万円
熱絶縁施工	
サッシ施工	
テクニカルイラストレーション	六千三百円
電気製図	八千九百円
塗装	
舞台機構調整	一万円
工業包装	九千七百円
写真	
商品装飾展示	一万円

鳥取県告示第三百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、米子市が行う土地改良事業（一般農道整備事業和田地区農道整備）を平成十年四月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成十年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が

行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）井原奥地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成十年四月二十七日認定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成十年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十五号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

- (一) 米子市、倉吉市、岩美郡国府町、岩美町及び福部村、八頭郡都家町及び用瀬町、気高郡鹿野町、東伯郡東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碓町、西伯郡西伯町、会見町、岸本町、淀江町、大山町、名和町及び中山町並びに日野郡溝口町の各一部（別紙のとおりとする。）
- (二) 岩美郡福部村、東伯郡泊村及び大栄町並びに西伯郡日吉津村及び淀江町の各一部（別紙のとおりとする。）

2 期間

平成十年六月一日から同年七月十五日まで

二 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、一の1の(一)に掲げる区域にあつては航空機を利用して、一の1の(二)に掲げる区域にあつては地上から、薬剤の散布を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、一の1の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

(別紙)は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第三百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第一項の規定に基づき、都市計画区域を指定したので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画区域の名称

大栄都市計画区域

二 都市計画区域に含まれる土地の区域

東伯郡大栄町大字大谷、大字妻波、大字由良宿、大字西園、大字東園、大字六尾、

大字瀬戸、大字原、大字穂波、大字島、大字西穂波及び大字亀谷

鳥取県告示第三百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課(鳥取市東町二丁目二〇)において公衆の縦覧に供する。

平成十年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

赤碕都市計画道路三・五・一号赤碕停車場花見線(変更前二・三・一号赤碕停車場花見線)、三・五・二号地藏町下市線(変更前二・三・二号地藏町下市線)、三・五・三号花見八幡坂線(変更前二・三・三号花見八幡坂線)、三・五・四号大山人花見線(変更前二・三・四号大山人花見線)

二 都市計画を変更する土地の区域

変更なし

鳥取県告示第三百三十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年七月三日 鳥取県指令米土維十第十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木一―一―

本城硝子建材商事株式会社

代表取締役 本城 晴彦

鳥取県告示第三百三十九号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成十年四月三十日	六一二	米子市末広町七四	財団法人鳥取県国際 交流財団米子支所	米子市末広町七四

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成10年度全期の技能検定を次のとおり実施する。

平成10年5月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 検定を実施する職種及びその等級

3級

さく井、仕上げ、冷凍空調和機器施工、染色、帆布製品製造、印刷、強化プラスチック成形、石材施工、かわらぶき、左官、タイル張り、コンクリート圧送施工、防水施工、熱絶縁施工、サッシ施工及び工業包装

ただし、受験しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限る。

2 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成10年5月1日（金）から平成11年3月31日（水）までの間において、別途

鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受験申請者あて送付する。

<p>(2) 学科試験</p> <p>ア 実施期日 平成10年5月1日(金)から平成11年3月31日(水)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日</p> <p>イ 実施場所 別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所</p> <p>4 受検申請の手続</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)</p> <p>イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面</p> <p>(2) 提出先 鳥取市富安二丁目159久本ビル5階 鳥取県職業能力開発協会</p> <p>(3) 受付期間 随時受け付ける。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。</p> <p>(4) 受検申請に関する注意</p> <p>ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作成する。 なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、80円切手をはったもの)を同封して行うこと。</p> <p>イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書きすること。</p> <p>5 受検手数料等</p> <p>(1) 受検手数料</p> <p>ア 実技試験</p> <p>検 定 職 種</p> <p>手 数 料</p>	<p>さく井 15, 400円</p> <p>仕上げ 15, 400円</p> <p>冷凍空気調和機器施工 14, 500円</p> <p>染色 14, 500円</p> <p>帆布製品製造 15, 400円</p> <p>印刷 15, 400円</p> <p>強化ガラスサック成形 15, 400円</p> <p>石材施工 15, 400円</p> <p>かわらぶき 15, 400円</p> <p>左官 13, 400円</p> <p>タイル張り 13, 400円</p> <p>コンクリート圧送施工 14, 500円</p> <p>防水施工 15, 400円</p> <p>熱絶縁施工 15, 400円</p> <p>サッシ施工 15, 400円</p> <p>工業包装 14, 500円</p> <p>イ 学科試験 3, 000円</p> <p>(2) 納付方法 (1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。</p> <p>(3) その他 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。</p> <p>6 合格者の発表等</p> <p>(1) 合格通知</p>
--	---

実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 合格証書の交付
技能検定の合格者には、鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

なお、不明な点は、鳥取県商工労働部労政能力開発課（電話 0857-26-7222）又は鳥取県職業能力開発協会（電話 0857-22-3494）に問い合わせること。